

令和5年度 なると新婚世帯家賃補助金 募集要項



【申請期間】 令和5年4月3日（月）から令和6年3月29日（金）まで

【問い合わせ】 鳴門市 企画総務部 戦略企画課

■電話：088－684－1120

■E-mail：kikaku@city.naruto.i-tokushima.jp

※受付時間は平日午前8時30分～午後5時15分になります。

(1) 補助金の内容

対象世帯

令和4年4月1日以降に婚姻した夫婦またはパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付を受けたパートナーで、以下のすべてを満たす世帯

(対象要件)

- ☐ 婚姻日またはパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓日における年齢がともに39歳以下
- ☐ 補助金の認定申請をした日から本市に2年以上居住する意思を持っている
- ☐ 夫婦（またはパートナー）いずれかの名義で本市内の民間賃貸住宅を契約し、当該住宅の所在地において住民票に記載されている
- ☐ 生活保護や当該補助金と重複する他の公的給付を受けていない
- ☐ 市税を滞納していない
- ☐ 家賃を滞納していない
- ☐ 暴力団員や暴力団員と密接な関係にある者ではない
- ☐ 夫婦またはパートナーが過去にこの補助金の交付を受けていない

(民間賃貸住宅の要件)

- ☐ 賃貸借契約書に定められた家賃額が3万円以上である
- ☐ 公営住宅、社宅、官舎その他の給与住宅に該当する住宅ではない
- ☐ 夫婦（またはパートナー）の2親等以内の親族が所有する賃貸住宅ではない

対象経費

賃貸借契約書に定められた家賃

※ 共益費や駐車場利用料などの住宅の直接の賃貸料と認められない費用を除きます

★ 勤務先から住宅手当が支給されている場合

⇒家賃の額から住宅手当を除いた金額が対象経費になります

例) 家賃額3万円の民間賃貸住宅に居住し、住宅手当(5千円)の支給を受けているとき

3万円－5千円＝2万5千円

※対象経費：2万5千円

対象期間

補助金の対象者として認定を受けた月から最大24か月間

補助金額

新婚夫婦（またはパートナー）の所得を合算した額が

- ① 500万円未満の場合：月額上限 **1万円**
- ② 500万円以上の場合：月額上限 **5千円**

最大
24か月分

※所得は「直近の所得・課税証明書」を基に算定します

（①を希望する方は必ずご提出をお願いします）

※対象経費が各上限に満たない場合は対象経費相当額を補助

※1,000円未満の端数は切り捨て

注目 次の場合は所得の合計額について、控除を受けることができます

◆ 貸与型奨学金の返済を行っている場合（**年間の返済額を証明する書類が必要です**）

⇒年間の返済額を夫婦（またはパートナー）の所得合計から控除します

注意 次の場合は**家賃補助金を受けることができません**

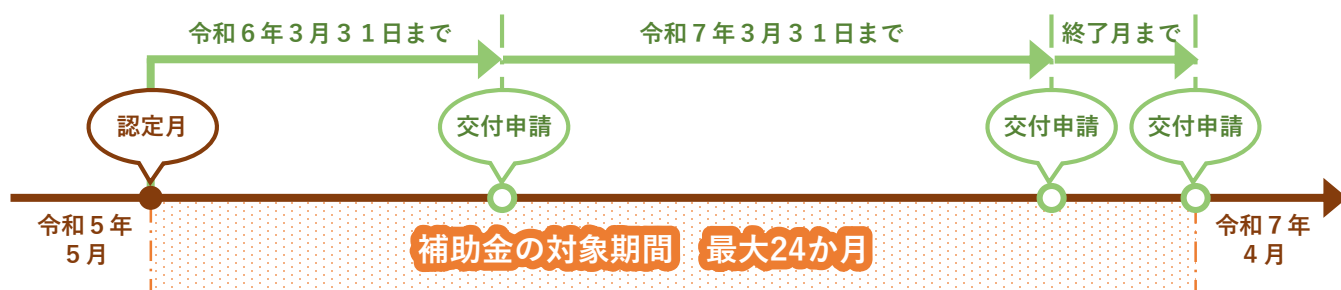
◆ なんと結婚新生活スタート支援補助金で、**上限60万円**の交付を受ける場合

※ なんと結婚新生活スタート支援補助金（上限60万円）は対象経費に家賃を含むため、本補助金と併用できません

全体イメージ図

※令和5年5月中に対象者の認定を受けた場合

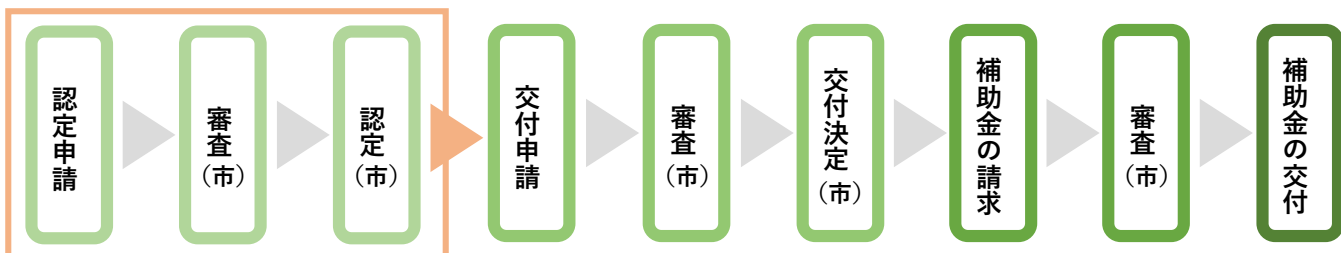
※年度ごとに交付申請が必要です



申請の流れ

申請は「認定申請」と「交付申請」の二段階に分かれます

⇒詳細は次ページ以降をご参照ください



(2) 申請の流れ

1. 対象世帯の要件を確認

☐対象世帯（1 ページ目を参照）に該当することを確認してください

2. 補助対象者の認定

▶なると新婚世帯家賃補助金認定申請書（様式第 1 号）に必要書類を添付して、本庁舎 2F 戦略企画課に提出してください

★必要書類

- ☐戸籍謄本 または パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の写し
- ☐住民票謄本（本籍地・続柄 あり、マイナンバー なし）
- ☐住宅の賃貸借契約書の写し

▶審査後、認定された方には市役所から次の書類をお届けします

- ①なると新婚世帯家賃補助金認定通知書（様式第 2 号）
- ②なると新婚世帯家賃補助金交付申請書（様式第 6 号）

※①の認定通知書は今後補助金の交付申請の際に必要なため大切に保管してください

※②の交付申請書は市公式ウェブサイトからも取得いただけます

3. 補助金の交付申請

交付申請する期間の家賃の支払いが全て完了したら……

▶なると新婚世帯家賃補助金交付申請書（様式第 6 号）に必要書類を添付して、戦略企画課に提出してください

★必須書類

- ☐誓約書（様式第 7 号）
- ☐住宅手当支給証明書（様式第 8 号）
- ☐なると新婚世帯家賃補助金認定通知書の写し
- ☐家賃の支払いを証明する書類（領収書など）
- ☐新婚世帯の完納証明書など市税の納税が確認できる書類

★月額上限 1 万円を希望の方

- ☐新婚世帯の所得・課税証明書
- ※必ずご提出ください

★奨学金を返済している方

- ☐貸与型奨学金の返済額が分かる書類
- ※返済額の控除を希望する方のみ提出

▶▶提出締切：令和6年3月29日（金）まで

次ページに
続く

4. 補助金の交付決定

交付申請の審査を行い、補助金の交付が決定した方には市役所から次の書類をお届けします

① なると新婚世帯家賃補助金交付決定通知書（様式第 9 号）

② なると新婚世帯家賃補助金請求書（様式第 11 号）

5. 補助金の請求

請求書に必要事項を記入して提出してください

（3）認定の変更・取下げについて

認定申請時から状況に変更があった場合は、次の手続きが必要です

認定の変更

認定申請時に届け出た状況に変更があった場合

① なると新婚世帯家賃補助金認定変更届出書（様式第 4 号）

② 変更内容を証明する書類

⇒ ①と②を提出して、変更内容を届け出てください

◆ 変更の結果、対象世帯の要件を満たさなくなった場合

⇒ 要件を満たさなくなった月の“前月”で認定期間が終了します

例) 3月15日に鳴門市外に転出した⇒2月末で認定期間が終了

※交付申請を行っていない期間がある方は、引き続き交付申請の手続きに進んでください

認定の取下げ

◆ 補助金の認定を辞退する場合

なると新婚世帯家賃補助金認定申請取下げ書（様式第 5 号）により、届け出てください